

優生保護法訴訟東京地裁判決に対する声明

本日、東京地方裁判所第14民事部は、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

原告ら優生保護法被害者は、司法による被害回復がなされるものと信じて本日を迎えたが、その期待が大きく裏切られる結果となった。

判決は、原告に対する審査手続きの違法を理由に損害賠償請求権を認めたものの、除斥期間の起算点を遅くとも法改正のあった平成8年とし、20年を経過したことをもって国家賠償請求権が消滅したと断じた。さらに、特別立法の必要不可欠性は認められないとして、立法不作為についても国賠法上の違法は認められないと判断した。

さらに、判決は、優生保護法の違憲性について何らの判断をしなかった。昨年5月28日の仙台地裁判決では、結論において原告らの請求を棄却したものの、憲法13条により個人の人格権（自己決定権）の一内容としてリプロダクティブライツが保障されることを明らかにし、優生保護法が憲法13条に違反することを認めており、東京地裁判決は、仙台地裁判決からも後退したものと評価せざるを得ない。

昨年成立した優生保護法一時金支給法が被害回復には不十分であることを考えても、人権救済の最後の砦である司法府が被害回復を認めなければ、原告ら被害者の今後の被害回復は困難と言わざるを得ない。裁判所は、人権救済の最後の砦である司法の役割を放棄したに等しいものであり、誠に遺憾である。

判決は、優生手術を受けた原告ら被害者の苦痛が人生にわたるものであり今なお続いていること、原告らに対する人権侵害行為を国が施策として行ってきたこと、国が優生保護法によって「不良な子孫」と認定したことが被害者とその家族を苦しめただけでなく、優生思想を生み出す原因となり、現在に至るまで障害者に対する差別を生み続けてきたことに真摯に向き合わないものであり、言語道断である。

弁護団は、引き続き、優生保護法被害者の被害回復のために、そして優生思想を克服し、誰もが等しく個人として尊重される社会を目指し、全力で活動を継続することを決意し、ここに表明する。

2020年 6月30日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦